

きみがき 圭子 やない 克子

区議レポート

No.36



2022年3月24日 発行 きみがき圭子 やない克子

〒176-0001 練馬区練馬1-15-1-302 練馬・生活者ネットワーク TEL 03-3993-4899 FAX 03-5999-4632

<https://nerima-seikatsusya.net/> Email net-gikai@jcom.home.ne.jp

区長がつくる気なかつた児童 相談所を都が区内に設置！

「児童相談所行政は基本的に広域行政であり、仮に区に児童相談所を設置しても、区単位では問題を解決できない」と言い続けてきた前川区長。23区中5区が設置、17区も設置に向けて検討しています。

現在は練馬子ども家庭支援センターと都児相が連携する虐待対応拠点を設置し、迅速な対応ができていたとしてきました。

昨年、厚労省は児相対応の子ども数の増加に伴い、人口20万〜100万人

に1カ所児相を設置することを決めました。新宿の児童相談センターは、練馬区を含め8区と島しょを担当しています。練馬区だけでも人口74万人。そこで都は練馬子ども家庭支援センターの建物内に都児相を新設することを決めました。

「練馬区に児相設置！」と報道され、区長はあたかも自分が設置したかのようにアピールしています。区長の言う児童相談所行政の実現ではありませんが、「都が作ってくれるな

ら」という区長の姿勢からは本気で練馬の子どもを守ろうという意気込みが感じられません。あくまで責任者は都であり、区には運営に関して決定する権限はありません。

都は昨年子ども基本条例を制定しました。一方区長は条例をつくる気はないと言っています。児相は子どもの権利を最優先とすべき施設であり、区も条例を制定し、共通の意識で子どもを守るべきです。

ヤングケアラー支援の拡充を急げ

ヤングケアラーは学業や仕事をしながら、病気や障がいのある家族をケアする子どもや若者のことです。

厚労省の調査から中学生の57%、高校生の41%に「世話をしている家族がいる」ことが明らかになりました。

生活者ネットワークは2016年、他会派に先駆け議会で取り上げ、以降、度々、具体的な政策を提案・要望してきました。昨年の12月議会では、子ども自身が「自分はヤングケアラーかもしれない」と気づくしくみ、例えば、校内に「ヤングケアラー」とは「とわかりやすく啓発するポス

ターを掲示することなどを提案。さらに、相談窓口の設置を求めました。

2022年度予算にヤングケアラー啓発リーフレット作成の経費が計上されましたが、教員の研修用だけでは不十分です。

学業や仕事に影響がおよぶ先の見通しがたかない中、ヤングケアラーの5〜6割が誰にも相談できず孤立感を抱えているとのことです。「あなたには学ぶ権利、休む権利、遊ぶ権利がある」という子どもたちの権利の説明や困ったときの相談機関を載せた子ども向けの啓発リーフレットも

作成すべきです。

「家族のケアは家族がするもの」という考えは根深く、社会的にケアラーを支援するしくみは不十分です。ケアラーの定義、自治体・区民・事業者の役割、どのように支援していくかなどを明記したケアラー支援条例の制定を求めています。



区議会議員
やない克子



区議会議員
きみがき圭子



〈あなたの意見を区政へ〉

生活者ネットワークでは、地域の課題や生活者の声を集めて、区政につなげています。

文教児童青少年
委員会
総合・災害対策
等特別委員会



区議会議員

きみがき 圭子

<https://kimigaki.seikatsusha.me>

ゲノム編集食品利用や植物の栽培はNO！

約25年前から遺伝子組み換え食品が出回り、私たちは表示義務や学校給食に使用しないことを求める活動をしてきました。そして新たにゲノム編集食品(ゲノム食品)が流通し始めています。これは遺伝子組み換えのようにある生物の遺伝子に全く別の生物の遺伝子を組み込むのではなく、その生物の特定の遺伝子を壊すことで、より栄養価が高くなるなどの効果的な食品ができるという方法です。

国は遺伝子を組み換えるのではなく、そのため、ゲノム食品は安全性が高いとし、審査の必要や表示義務もありません。

血圧の上昇に効果があるとされる高ギヤバトマトの販売許可が既におりていて、今後肉厚のマダイも出る予定です。

区の学校給食は、 unnecessary 食品添加物を使用した食品や遺伝子組み換え食品は使用しないと明記しています。ゲノム食品も同様に保育園や学校給食で使わないようにすべきです。

ゲノム編集苗の配布は中止を

ゲノム編集の苗の販売会社が4月から介護施設に、来年度から区立小中学校に対し、希望があれば無償で苗の配布をする計画があります。

これまで努力を重ね、より良い農産物の品種改良をしてきた種や苗の生産農家は、ゲノム編集した苗があちこちで栽培され、交配してしまつと大変になることを危惧しています。

私たちは食の安全を政策に掲げ、1989年には食品安全条例制定を求める直接請求運動に取り組みました。ゲノム食品の流通が広がる前に市民とともに声を上げ、使用中止を求めていきます。

練馬区個人情報保護条例が廃止に

デジタル改革関連法の成立にともない個人情報保護法が改正され、今年4月に施行されます。改正の内容は、これまでの個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政機関個人情報保護法が二元化されるものです。そして地方自治体の個人情報保護条例に定める独自の規定が、法の規定に統一されることになります。

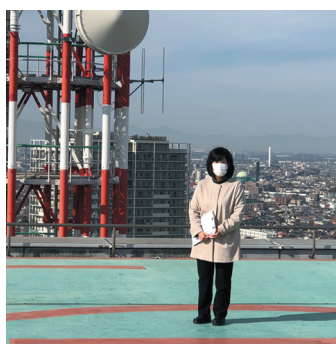
個人情報保護に関しては地方自治体のほうがより厳しい規定を定めていたので、国に合わせることで外れてしまう部分をどう担保するかが問題になってきます。

国の法に一元化されても個人情報保護の保有や管理、取り扱いの責任はあくまで自治体にあります。一元化されることで、区の条例は廃止することになります。

要配慮者の個人情報の原則収集禁止や、例えばマイナンバーのオンライン結合の原則禁止などがなくなり、第三者機関である審議会に諮る必要もないとされています。審議会の機能低下は私たち区民の「知る権利」が奪われることにもなります。

区民の守られる権利、知る権利の保障を

個人情報保護は人権問題であり自治を問う問題でもあります。あくまで責任主体は区にあるということを認識して、国に従えばいいという考えではなく、区民の自己情報が守られる権利、知る権利を保障することを求めました。



練馬区役所本庁舎20階屋上で、総合災害等特別委員会災害時のFM試験放送実施を見学する、きみがき圭子。
2021年12月16日

子どもへの「コロナワクチン」接種は疑問

新型コロナウイルス感染症はオミクロン株によって子どもの感染が広がり、休園や学級閉鎖が増えています。

そのような中、3回目のワクチン接種が始まり、新たに5歳から11歳も接種対象となりました。接種券が送付されますが、区は「小児についてはオミクロン株に対する発症予防効果・重症化予防効果のエビデンスが十分ではないことから、接種はあくまで努力義務であり強制ではない」と伝えています。効果のエビデンスが十分ではない、接種後の副反応についても詳しい調査がおこなわれていないにもかかわらず、子どもに接種することに疑問を抱きます。それよりも医療体制の充実を急ぐべきです。また社会では「ワクチンパスポート」のあるなしで行動を差別する動きがあります。

私たちは、接種する・しないはあくまで個人の判断であり、接種したくてもできない人、接種したくない人もいることを配慮すべき、と言い続けています。中には「これ以上感染を拡大しないために接種を強制的に」と言う人もいますが、ワクチン接種をしない人が協力的でないように言われたり、偏見をもたれることがないよう引き続き区にはたらきかけています。

練馬区立美術館の改築（建て替え）とサンライフ練馬や中村橋区民センターなどの中村橋駅周辺施設の統合・再編計画が昨年12月に明らかになりました。

「厳しい財政の見通し」を踏まえた区政改革の取り組みのひとつとして、2017年に施設の目標使用年数を80年とする長寿命化方針を示しました。約36年の改築はそれと矛盾しないか、区民からも異論があがっています。

美術館改築にあたって国や都からの補助金は現時点ではなく、全区の負担です。しかも改築費用がいくらかになるのか不明です。

かかる経費を明らかにせず区民の合意が不十分なまま、前のめりに進めるべきではありません。

美術館再整備は「今」必要か？



議会運営委員会
区民生活委員会
交通対策等
特別委員会



区議会議員
やない 克子
<https://yanai.seikatsusha.me>

外環シールド工事再開に反対

2020年10月に調布市の住宅街で陥没事故発生後停止していたシールドトンネル工事を再開するための説明会が、1月下旬、沿線4自治体で開催されました。その後、2月25日から大泉ジャンクション事業用地内の掘進工事が始まっています。

調布陥没事故現場周辺では、道路に窪みが発生するなどいまだに地上で異変が続いています。補償の対象を限定し、個別交渉で被害住民を分断する事業者の対応は非常に問題です。

大泉側からの工事再開は、事故後の整備の全体計画が示されず、将来にわたる生活の見通しがたないまま不安な日々を送っている地域住民をさらに追い詰めることになるのではないかと懸念していました。

工事再開後の2月28日、ルート上の住民がシールドマシン工事の差し止めを求めた仮処分申請で、東京地裁は陥没現場での2基の工事差し止めを決定しました。しかし、工事を再開した区間は「地盤が異なる」と差し止めは認められず、沿線住民の不安は解消されていません。

「地上に影響ない」は嘘!?

これまで一貫して「地上には影響しない」と事業者は言い張ってきたが、つい最近の国会質疑で国交大臣は「大深度地下における工事に

ついて地上に影響を与えないということ的前提としたものではない」と答弁したのです。

さらに、事業者が示した再発防止対策は「工事再開ありきで問題」だと複数の専門家が指摘しており、事業者への不信、不安は募るばかりです。

生活者ネットワークは、都民の暮らしを守る視点で「外環道トンネル工事は再開せず事故原因の徹底究明と大深度法の見直しなど」を東京都から事業者と国に要請するよう、都知事に申し入れました。

コロナ禍で困窮度高まる女性に限定した支援が必要

新型コロナウイルスの最初の報道から3年目。この間の自粛要請が経済活動の停滞を招き、以前から問題だった非正規雇用や過酷な就労環境に置かれている人により深刻な状況を強いて、格差が拡大しています。

「誰かに、どこかに相談して助けを求めたい」と思っても、自粛社会が人との交流を難しくし、声をあげづらいつつ孤立化しています。特に、若い世代、中でもシングル女性やひとり親世帯はより深刻です。

DV被害者支援などに関わる団体や弁護士、労働組合などが実行委員会をつくり、昨年3月から「女性による女性のための相談会」を実施してきました。コロナ禍のリモートワークの普及

は家庭内のワークライフバランスに影響を与え、女性の負担が増えていることが明らかになっています。また、長時間同じ空間で過ごすことが家族間の軋轢につながるケースもあります。職場や家庭でのパワハラやセクハラ、暴力などで精神的なダメージを負う女性の中に「男性がいる場所が怖い」と感じる人は多く、安心できる環境が求められています。

女性のための相談会は回を重ねることで、リピーターも増えています。相談や支援物資の配布だけではなく「居場所」としての役割も果たしていると感じました。相談の順番を待つ間、温かい飲み物とお菓子が用意されたカフェスペースで何気ないおしゃべりをする、ホッとするひと時を過ごす、こんな些細なことでもままならない女性がいることを知ってほしいです。

女性のための相談会は、1月でいったん終了しましたが、ニーズがなくなつたわけではありません。女性を中心に活動してきた政治団体として、今後の活動を模索していきます。



2021年12月26日、「女性による女性のための相談会@大久保公園」に相談支援でやない克子が参加。「話を聞いてもらっただけで気分が晴れた」「元気が出てきた」「思い切って来てよかった」と言われ、ほっとする